

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第133号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年7月8日 16時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市津島南東方沖 今治市所在の小島東灯標から真方位061° 2,700m付近 (概位 北緯34° 08.4′ 東経133° 00.6′)
事故等調査の経過	平成25年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ^{えびす} 蛭子丸、2トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 4 5 6 0 3（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	右舷船底に擦過傷、プロペラ軸に曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、津島南東方沖を今治市宮窪漁港へ帰港のために北東進中、操縦席で操船していた船長が、左側に立っていた友人の方を向いて話に夢中になっていたところ、平成25年7月8日16時00分ごろ津島南東方沖のキクズシ出シの浅所に乗り揚げた。 船長は、海上保安部に連絡し、本船は、来援した僚船により、宮窪漁港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 下げ潮の末期、潮流 北流約1ノット
その他の事項	本事故発生場所付近は、津島南東方沖に位置する今治市大突間島南端から南方約300mにわたって干出岩を含む浅所が拮延していたが、船長は、このことを知らなかった。 船長は、津島南東方沖を航行するのは初めてであったが、津島から距離を隔てて航行すればよいと考えていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、津島南東方沖を北東進中、船長が、友人との話に夢中になり、見張りを適切に行っていなかったことから、津島南東方沖のキクズシ出シの浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、津島南東方沖を北東進中、船長が、友人との話

	<p>に夢中になり、見張りを適切に行っていなかったため、津島南東方沖のキクズシ出シの浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、見張りを適切に行うこと。・ 事前に航行海域の水路調査を行うこと。